

議案第211号

福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、香椎副都心公共施設の利用者の利便の向上を図るとともに、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、市営千早駅前駐車場を設置し、及びその駐車料金の額を定める必要があるによる。

福岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

福岡市営駐車場条例（昭和44年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」の次に「及び別表第1の2」を加える。

第3条に次の1項を加える。

8 別表第1の2に掲げる駐車場については、第3項から前項までの規定は、適用しない。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2

名 称	位 置
市営千早駅前駐車場	福岡市東区千早四丁目

別表第2に次のように加える。

市営千早駅前 駐 車 場	自動車	午前零時から午後12時まで	1時間までごとに	100円
-----------------	-----	---------------	----------	------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、市営千早駅前駐車場の供用は、規則で定める日から開始する。